

◆ 教科書・学習書購入代金給付について ◆

高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年に対し教科書及び学習書の購入代金が給付されます。

※6月募集で申請した人は申請出来ません。

申請要件 (①～③に全て該当する場合)	①	有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者であること。当該年度中に複数の事業所等で勤務した場合は、これらの勤務日数を合算することができる。 ただし、有職生徒以外の生徒で、疾病その他やむを得ない事由により校長が適当と認めた者については、教科書又は学習書（通信制課程のみ）の給与の対象とすることができる。
	②	令和2年度において2以上の教科・科目を履修し、かつそのための教科書等を購入した者であること。
	③	下記、所得基準表に定める所得基準額以下の場合など。

※勤務実績は、新型コロナウイルスの影響で勤務出来なかった日数を含めることができます。該当がある場合は、事務室にご相談ください。

《所得基準表》

区分	令和元年度分所得	備考
世帯人数	1人	1,717千円
	2人	3,241千円
	3人	3,749千円
	4人	4,257千円
	5人	4,765千円
	6人	5,273千円
		世帯人員が6人を超える場合は1人増すごとに、508千円を加算する。

上記申請要件に該当し、給付を希望する場合は下記の申請書受取場所で申請書を受け取り、期限厳守で提出してください。

《申請書受取場所》

定時制＝事務室

通信制＝担任の先生

書類配布期限：令和2年11月30日（月）正午まで

提出期限：令和2年12月16日（水）正午まで

提出場所：米子白鳳高校 事務室

担当：事務室 前畑

0859-37-4020